

大牟田市地域密着型サービス事業所等運営指導及び監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29の規定に基づき実施する指導及び監査（以下「運営指導等」という。）の事務取扱について、必要な事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保、尊厳の保持、高齢者虐待防止の徹底及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(運営指導の対象)

第2条 運営指導の対象は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「介護保険施設等」という。）とする。

(運営指導の種類)

第3条 運営指導は、運営指導（一般指導及び合同指導）及び集団指導により実施する。

2 運営指導のうち一般指導（以下「一般指導」という。）は、本市が単独で行い、指導の対象となるサービスについて、個別サービスの質、基準等に規定する運営体制及び加算等の介護報酬請求の適正に関し、別に定める指導事項に関する書面（以下「事前提出資料」という。）の提出を受けたうえで、原則介護保険施設等の実地において行う。

3 運営指導のうち合同指導（以下「合同指導」という。）は、本市が地方厚生局又は福岡県と合同で行うもので、指導の対象となるサービスについて、個別サービスの質、基準等に規定する運営体制及び加算等の介護報酬請求の状況から必要性が認められた場合等において、その必要性に即応して重点的に行う。

4 集団指導は、指導の対象となる介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等又はオンライン等の活用により行う。

(運営指導対象の選定)

第4条 運営指導は、第2条に掲げる全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 一般指導の選定基準

実施頻度や個別事由を勘案し、毎年度介護保険施設等を選定する。

(2) 合同指導の選定基準

ア 地方厚生局又は福岡県との協議のうえ、一般指導の対象とした介護保険施設等の中から必要性に応じ選定する。

イ その他特に合同指導が必要と認められる介護保険施設等を対象に実施する。

(3) 集団指導の選定基準

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び利用者への虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて実施する。

(運営指導の実施機関)

第5条 運営指導については、保健福祉部が実施する。

2 一般指導の指導班は、原則として職員3名以上をもって編成するものとし、班長は主査以上の職にあるものとする。

(運営指導の実施計画)

第6条 保健福祉部福祉課介護保険担当課長は、毎年度当初に運営指導の実施計画を作成する。

2 実施計画を作成するにあたっては、介護保険施設等の実状、前年度の指導結果の問題点等を勘案し、運営指導の重点事項を定めること等により、効率的な運営指導ができるよう配慮する。

(指導事項)

第7条 一般指導の指導事項は、厚生労働省が別に定める「介護保険施設等運営指導マニュアル」に準拠するとともに、別に定める「運営指導事業評価（自主点検表）」に基づくものとする。

2 合同指導の指導事項は、地方厚生局又は福岡県との協議のもと、指導の対象となる介護保険施設等における問題点等に応じて設定する。

3 集団指導の指導事項は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、講習等の方式による指導が適当と判断された内容に応じて設定する。

4 必要に応じて上記指導のなかで、介護サービスの質の向上に向けた情報提供を行うものとする。

(運営指導の事前準備)

第8条 運営指導の実施にあたっては、指導対象となる介護保険施設等に対し、その根拠規定及び目的、日時及び場所、介護保険施設等の出席者、指導担当者、事前提出資料、準備すべき書類、当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）、その他必要な事項を文書により原則として1月前までに通知する。ただし、高齢者虐待の疑い等の理由により、事前に通知したのでは日常における介護給付等対象サービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、運営指導を開始する時に通知するものとする。

2 指導の対象となる介護保険施設等は、事前提出資料を作成し、すみやかに市へ提出する。

3 指導に当たる職員は、前回の指導結果、事前提出資料等により、指導の対象となる介護保険施設等の人員、設備及び運営等の状況並びに問題点等をあらかじめ十分検討、把握し、

指導の実効を期するものとする。

- 4 集団指導の実施にあたって、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として2月前までに通知する。

(運営指導の実施)

第9条 一般指導は、関係書類を確認し、管理者及び関係職員との面談方式にて実施する。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

- 2 一般指導は、それぞれ担当する指導事項に応じ、原則として同一日に実施することとする。
- 3 集団指導は、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫する。なお、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。
- 4 緊急に運営指導を実施する必要があると判断した場合、第8条第1項及び第2項にかかわらず、指導の対象となる介護保険施設等に対する実施の通知、資料の提出期限等について短縮することができる。

(運営指導の留意点)

第10条 運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等と自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。

- 2 運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とし、自治体が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。

また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

- 3 利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人あたり1名～2名の利用者についてその記録等を確認する。

(運営指導の措置)

第11条 一般指導の終了後は、その結果について管理者、関係職員に対し講評及び口頭に

て必要な指示を行う。なお、管理者又は幹部職員のみに対して講評及び指示を行うことを適当とする事項については、別途に講評及び指示を行うこととする。

- 2 指導に当たる職員は、指導結果の復命として運営指導の実施後、すみやかに指導結果について上司に報告し、指導結果等を記録する。
- 3 指導の結果については、綿密に検討してその問題を明らかにし、これに関して指導の対象となる介護保険施設等、本市のとるべき措置を具体的に決定する。
- 4 前項の検討結果に基づき、後日、「運営指導結果通知書」によって指導の結果を通知する。是正改善について指示すべき事項がある場合には、すみやかに「運営指導結果通知書」をもって、具体的な是正改善方策及び自己点検による過誤調整を指示するとともに、指示事項に対する是正改善の状況については、期限を付して「運営指導改善報告書」による報告を求めるほか、必要に応じ、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行う。また、改善が不十分な介護保険施設等について、再度指導を行うことにより改善の見込が認められる場合には、再度の運営指導を行うことができる。

(監査の選定基準)

第12条 監査は次に掲げる情報を踏まえ、指定基準違反又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合、すみやかに厚労省通知「介護保険施設等監査指針」に準拠して立入検査等により監査を行い、法令に基づく処分を行う必要があるときは、法令に照らし厳正に対処することとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
 - (2) 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
 - (3) 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
 - (4) 国民健康保険団体連合会又は保険者からの通報情報
 - (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設
 - (6) 法第115条の3第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- 2 運営指導の結果、次のいずれかに該当すると判断される場合に、監査を行うものとする。
 - (1) 介護給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
 - (2) 介護報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
 - (3) 法第78条の4、第81条、第115条の14又は第115条の24に規定する基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
 - (4) 度重なる運営指導によっても介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に改善が見られないとき。
 - (5) 正当な理由がなく運営指導を拒否したとき。
 - 3 運営指導実施中に、次のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(監査の実施通知)

第13条 利用者及び入居者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあるなど緊急を要すると認められる場合を除き、対象となる介護保険施設等に対し、監査開始時に根拠規定、日時及び場所、介護保険施設等の出席者、監査担当者、準備すべき書類、虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定、その他必要な事項を文書により通知する。

(監査体制)

第14条 原則として職員4名以上をもって編成するものとし、班長は課長以上の職にあるものとする。

(監査方法)

第15条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、介護保険施設等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出、提示を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。なお、実地検査等を行う場合、事前に、当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。また、指定権限等が都道府県にある介護保険施設等に対する監査を行う場合、福岡県知事に対し、実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。

(監査結果の通知)

第16条 監査の結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって都道府県知事に通知する。なお、都道府県と市町村が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。都道府県知事は、当該通知があったときは、すみやかに、当該都道府県指定介護保険施設等に対して監査を実施し、第17条に定める措置をとるものとする。

(行政上の措置)

第17条 指定基準違反又は人格尊重義務違反が認められた場合には、都道府県知事又は市長は法第5章に掲げる「改善勧告、改善命令」、「指定の取消し等」、の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行うものとする。

- (1) 改善勧告

ア 介護保険施設等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、「改善勧告書」により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときには、事業所名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表することができる。

イ 勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に「勧告事項改善報告書」によりとった措置について報告を求める。

(2) 改善命令

ア 介護保険施設等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて「改善命令書」により、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をしたときには、事業所名、命令に至った経緯等を公示するものとする。

イ 命令した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に「命令事項改善報告書」によりとった措置について報告を求める。

(3) 指定の取消し等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容が、法78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号のいずれかに該当する場合においては、「指定取消通知書」により、当該介護保険施設等に係る指定を取消し、又は「指定効力停止通知書」により、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。この場合において、指定の取消し等を行ったときには、遅滞なく、事業所名、指定の取消しに至った経緯等を福岡県知事に届け出るとともに、公示するものとする。

(行政上の措置の通知)

第18条 行政上の措置を行ったときは、当該介護保険施設等に対し、措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知する。なお、行政上の措置に至らないと認められる場合は、運営指導に準じた指導とする。

(聴聞等)

第19条 監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消し等若しくは許可の取消し等の処分（以下「取り消し処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取り消し処分等の予定者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この規定は適用しない。

(経済上の措置)

第20条 取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保

険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

2 上記の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(厚生労働省に対する報告)

第21条 市は、毎年度の運営指導等の実施状況を厚生労働省へ報告する。

(指導台帳等の整備等)

第22条 運営指導の効果的な実施に資するため、指導台帳の整備を図り、指導の結果及び是正改善状況等を介護保険施設等毎に記録する。

2 市は運営指導結果通知書及び改善報告書の内容について、利用者保護の観点から情報開示の求めがある場合は、できる限り開示を行うこととする。

(他部局等との連携)

第23条 運営指導等にあたって、他の運営指導(社会福祉法人運営指導等)を所管する部署と連携を図り、合同で運営指導又は監査を実施するなど効率的に行うものとする。

2 特に、当該介護給付対象サービス事業所に病院・診療所及び他の介護保険施設・居宅サービス事業所等が併設されている場合においては、医療監視の担当部署若しくは指導監査の担当部署とも連携のうえ、指導情報の共有をするとともに、その円滑かつ効率的な実施を図るよう努める。

(その他)

第24条 運営指導等に関し、その他必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成18年9月21日から実施する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和2年6月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和5年8月1日から実施する。